

(別紙1)

南アルプス市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 南アルプス市地方就職支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づく報告及び調査について、山梨県知事及び市長から求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 次に掲げる場合には、要綱第8条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 申請者が、虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合 全額
  - (2) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合 全額
  - (3) 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。） 全額
  - (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3月以内に要綱第4条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額
  - (5) 転入日から3年未満に他の市区町村に転出した場合 全額
  - (6) 転入日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合 半額